

北海道公民教育学会

令和4年（2022年）設立総会資料

1 設立総会

(設立趣意書) 設立準備委員会発起人代表 (来賓挨拶) (議長選出) 第1号議案 北海道公民教育学会会則の承認 第2号議案 理事・監事の推薦及び承認 第3号議案 役員（会長・副会長・事務局長）の承認 第4号議案 委員会の構成 第5号議案 活動計画の承認 第6号議案 会員の承認 その他, 事務局からの連絡

- 2 役員（発起人）挨拶
- 3 提言
- 4 意見交換会

日時：令和4年（2022年）6月4日（土）
場所：北海商科大学

北海道公民教育学会

設立準備委員会事務局

〒002-8504 北海道札幌市北区屯田9条7丁目
(北海道有朋高等学校内)
TEL：011-773-8200 FAX：011-773-8300
E-mail：dokomingakkai@gmail.com

－ 「公民」教育と「公共」を探る よりよい未来社会を拓く公民を育むために －

現在の高校生が社会人として活躍する近未来は、グローバル化や技術革新が一層進展し、AIやIoTなどが広がるsociety5.0と呼ばれる新たな時代が到来すると予測されている。また、我が国では少子高齢・人口減少、経済の縮小均衡や雇用・職業環境の変化が進み、厳しい挑戦の時代を迎えたと考えられる中、1人1人が持続可能な社会の担い手として、多様で質的にも豊かな新しい価値を生み出していくことが求められている。

こうした予測困難な時代にあっては、教育の根本法たる教育基本法の理念と目的に立ち返り、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家・社会の形成者を育てることが一層重要になっている。

公民教育では、これまでも教育基本法の目的と通底して、崇高な目標を掲げ、社会認識はもとより社会形成力を培い、これからの時代を生きるに必要な社会参加への意欲や態度を養い、教育内容に総合性を有することを踏まえて協働の資質を育んできたといえよう。

しかし、今日の公民教育には、上述の社会状況などに加え、次の緊要な課題が提起されており、その解決への真摯な取り組みが求められている。

一つは、2016年からの選挙権年齢の引き下げに続き、本年4月1日には明治9年以來の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、児童生徒が発達段階に応じた積極的な社会参画を通して、よりよい社会の形成者としての資質や能力を備えることへの期待にどう応えるかである。

二つは、激変する社会を生きる公民の究明であり、市民および国家社会の構成者に加えて国際的・地球市民的な広がり、「何を学ぶか」はもとより「どのように学ぶか・何ができるようになったか」を視座に置く「新しい学び」への深まりに応じた教育研究の要請にどう応じるかである。

三つは、公民科教育における科目の改廃に応じた新教育課程への円滑で有意な移行であり、「公共」の構築には「現代社会」の総括はもとより、新要領の理念たる「学校と社会」や、「公共」と選択「政・経」「倫理」、小中学校「社会」などとの「縦横の協働」をいかに図るかである。

四つは、北海道が直面する少子高齢・一極集中と地域創生などの諸課題は、全国的にも国際的にも先進的であって、持続可能な地域づくりの実験場の様相を呈していることから、よりよい未来を拓く人を育む公民教育にとって未曾有といえる困難な現状にどう立ち向かうかである。

これまでも、北海道の高等学校等公民教育関係者は、「道政研」や「道倫研」をはじめとする任意の研究会活動をはじめ、「高教研」の科目分科会、道教育庁・道立教育研究所などが実施する教科科目の研究研修等に半世紀にわたって取り組み、大きな成果を上げてきたところである。

一方、少子化などに伴う教員採用の縮減などによる教員年齢の偏りや、教員文化の変化、研修方法の多様化などに起因して、教科科目の研究会への参加者数の減少などが指摘されている。

激変する社会を生きる子どもたちが、よりよい社会の形成者として主体的に社会参画する資質と能力を培うためには、これまでの公民教育研究に「学術的な知見」と「学際的な視野」からの研究活動を拡充させて「公民」を再考し「公共」を成功させることが重要である。

それは、北海道が広域性・多様性ある豊かな地域であり、ふるさとの持続可能な未来を担う、あるいは地域で学び世界で活躍する人を育む、地域に根ざす公民教育研究の再構築でもある。

「現代社会」誕生40年、「社会科再編」30余年の歳月を経た今日、公民教育を担う私たちは、これまで述べた課題に立ち向かい、時代の要請に応える教育研究の場を設けるべく本会を創設する。

本会の使命は研究と実践の往還によって会員相互が研鑽し合い、公民教育の課題解決に挑む協働の場と公民教育研究の明日を拓くプラットフォームを創出することである。

来賓挨拶

埼玉大学教育学部教授 桐谷正信様（日本公民教育学会常任理事、前同会事務局長）

第1号議案 北海道公民教育学会会則の承認

北海道公民教育学会会則

第1条（名称） 本会は北海道公民教育学会と称し、事務所を原則として、事務局長勤務校に置く。

第2条（目的） 本会は、北海道における公民教育並びに社会科教育に関する研究をなし、あわせて会員相互の研鑽をはかり、もって学校における実践と社会への貢献に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌（学会誌等）の発行
- (3) 資料の収集交換、教材の開発
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員） 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会への入会申し込みを行った者によって組織する。（会員は大学および小学校・中学校・高等学校等の公民教育・社会科教育関係者と本会の趣旨に賛同する者からなる。）

第5条（役員） 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名（原則として、道政研会長・道倫研会長・その他（学識経験者等）から選出する）
- (3) 理 事 相当数（会長を代表理事とし、副会長3名、事務局長の他、複数名により構成する）
- (4) 監 査 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 若干名

第6条（業務） 本会役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を審議し、会長を助けて会務を行う。

- (4) 監査は、本会の会務執行を監査する。
- (5) 事務局長は、本会の庶務を行う。
- (6) 事務局員は事務局長を助け、庶務を行う。

第7条（任期） 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。途中交代役員の任期は、残任期間とする。

第8条（選出） 本会役員は次の方法により選出する。

- (1) 理事・監査は、理事会において推薦し、総会の承認を得る。
- (2) 会長は、理事会の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (3) 副会長・事務局長は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。

第9条（顧問） 本会には、顧問をおくことができる。顧問は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

第10条（総会） 本会は、年1回総会を開催し次の事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算に関する事項
- (2) 前年度事業報告並びに決算に関する事項
- (3) 役員の承認
- (4) その他、会長の必要と認めた事項

（会議の招集と議決）

第11条（理事会） 理事会は、会長・副会長・理事・監査・事務局長で構成し、会務を審議する。

2 理事会は、代表理事である会長が招集し、議決は出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、代表理事の決するところによる。

第12条（委員会） 本会は、会務の運営又は第3条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定し、委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会には委員長その他、必要に応じて副委員長を置く。

第13条（事務局） 本会の会務を処理するため、事務局を置く。事務局の業務は、事務局長が執行し、必要により事務局員を委嘱する。

第14条（経費） 本会の経費は会費、寄付金その他をもってこれにあてる。

第15条（会費） 会員は、年額2,000円の会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 会員は、退会届を提出して退会することができる。
- 4 会費の納入を怠った者は、会員としての資格を失うことがある。

第16条（会計） 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第17条（会則変更） 会則の変更は総会の議を経なければならない。

附則1 この会則は令和4年（2022年）6月5日より施行する。

附則2 最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、令和4年（2022年）6月5日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

附則3 学会発足時に限り、第8条の役員決定は、すべて設立準備委員会において選出し、補充が必要な役員は、研究大会・総会において承認を得る。

第2号議案 理事・監査の推薦及び承認

理事（11名）

堂 徳 将 人（北海商科大学教授）
元紺谷 尊 広（北海道有朋高等学校長）
太 田 吉 祐（北海道士別東高等学校長）
新 山 知 邦（北海道教育庁十勝教育局長）
川 瀬 雅 之（市立札幌新川高等学校教諭）
山 口 晴 敬（北海道岩見沢東高等学校教諭）
志 田 光 瑞（北海道有朋高等学校教頭）
（欠員4名）

監 査（2名）

（欠員2名）

※理事および監査の欠員は、記載の発起人7名により本設立総会参加者から選出し、秋の研究大会・総会において報告する。

第3号議案 役員（会長・副会長・事務局長）の承認

会 長

堂 徳 将 人（北海商科大学教授）

副会長

元紺谷 尊 広（北海道有朋高等学校長）
太 田 吉 祐（北海道士別東高等学校長）
（欠員1名）

事務局長

志 田 光 瑞（北海道有朋高等学校教頭）

※副会長の欠員1名については、上記の第2号議案と同様に選出し、秋の研究大会・総会において報告する。

第4号議案 委員会の構成

次の委員会を置く。

- 1 編集委員会：学会誌（研究紀要）の編集を行う。
委員長 山口 晴敬 理事
- 2 教材作成委員会：高校生用・教師用の学習教材の編纂を行う。
委員長 川瀬 雅之 理事
- 3 広報委員会：広報活動全般（ニュースレター、Web ページ等）を取り扱う。
委員長 志田 光瑞 理事

※広報委員会は当面の間、事務局長の下に置く。また、研究研修委員会など、必要な委員会は秋の研究大会までに設立するよう検討する。

第5号議案 活動計画の承認

- 1 研究大会、講演会、シンポジウム等の開催
令和4年（2022年）9～10月を目途として、設立記念全道研究大会を開催し、講演会やシンポジウム、研究発表などを行う。また、会員相互の実践研究交流、学術研究の場を設ける。
- 2 学会誌の刊行
学会誌（研究紀要）を刊行する。また、電子媒体の活用を図る。
- 3 研究の推進
学術論文の投稿・審査制度を運用し、学会誌に掲載するほか、北海道における公民教育の発展に資する学術的・実践的な研究を推進する。

第6号議案 会員の承認

（35名）

役員（発起人）挨拶

提 言～ 課題提起 ～ （10：45～11：45）

- 1 「新教育課程移行期における課題と解決の糸口を考える
～「現代社会」の総括と「公共」を創る～」

北海商科大学教授 堂 徳 将 人 氏

- 2 「新しい公共社会と「市助」の可能性」

北海商科大学准教授 見 附 陽 介 氏

- 3 「北海道における公民科教育の取り組み状況」

北海道教育庁高校教育課高校教育指導係長 岩 渕 啓 介 氏

司会：元紺谷尊広（有 朋 高）

記録：須田 樹（北海学園札幌高）

〔意見交換会〕（12：15～13：00）

参加者自己紹介、実践・研究交流、研究大会への期待

進行：太田 吉祐（土 別 東 高）